

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、従業員や取引先をはじめとして企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主の利益を最大限尊重し、企業価値の増大をはかることが経営者の責務であるとの認識のもと、経営者である取締役の職務執行において、取締役会の監督機能、監査役会の監査機能ならびに内部統制システムを有効に機能させることによって、健全な成長を確保することであると考えています。

また、当社が社会の一員としての企業体であるとの考え方に立脚し、社内の法令遵守に対する倫理観の浸透および情報開示の適正性と透明性の確保に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ハマダ	350,000	16.66
日立造船株式会社	300,000	14.28
秋元 利規	105,000	5.00
ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社	100,000	4.76
片山 晃	100,000	4.76
新生企業投資株式会社	74,800	3.56
株式会社SBI証券	71,900	3.42
東拓工業株式会社	50,000	2.38
日名 耕太	44,000	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6 月
-----	-----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室はそれぞれ監査計画の立案や監査結果の報告などで連携し、具体的には、監査役と内部監査とは情報交換を毎月行うことにより監査の品質向上と効率化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 圭二郎	弁護士													
瀧川 佳秀	公認会計士										△			
前田 信二	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 圭二郎	○	—	木村圭二郎氏は、弁護士としての高い知見と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また同氏と当社間に利害関係はないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定いたしました。
瀧川 佳秀	○	平成22年6月まであずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）に在籍していましたが、現在はあずさ監査法人と関係はありません。	瀧川佳秀氏は、公認会計士としての高い知見と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また同氏と当社間に利害関係はないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定いたしました。
前田 信二	○	平成26年2月まであずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）に在籍していましたが、現在はあずさ監査法人と関係はありません。	前田信二氏は、公認会計士としての高い知見と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また同氏と当社間に利害関係はないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対して、業績達成賞与とストックオプションを設定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ナガオカグループの業績向上と取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるためストックオプションの付与、業績達成賞与の支給を行っています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

管理本部に所属する使用人が社外取締役の補助にまた、内部監査室に所属する使用人が社外監査役の補助にあたっています。独立役員については、社内のすべての書類の閲覧を可能とし、経営会議、監査役会等を通じて職務遂行に必要な情報共有を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、企業経営の透明性および公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針および各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底をはかっています。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しています。

a. 取締役会・取締役

当社の取締役会は、迅速かつ適切な経営判断を行うため、5名構成とし、月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会では、代表取締役社長が議長となり、法令、定款および社内諸規程に従って、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を実施しています。また、月次の業績状況等の報告が行われるとともに、重要事項の議論を行っています。

b. 監査役会・監査役

当社は監査役会を設置しており、監査役会は社外監査役3名で構成されています。監査役会は監査役会規程に基づき、月1回の会議に加え、必要に応じてミーティングを開催しており、監査方針および監査計画の立案、監査の分担および監査結果の確認・審議等を行っています。

各監査役は、取締役会に出席し、取締役会の意思決定および監督状況ならびに各取締役の業務執行をチェックするとともに必要に応じて意見を述べます。また、代表取締役との定期的な会合を実施し、重要課題に関する意見交換を行っています。常勤監査役は、監査方針および監査計画に基づき、経営会議をはじめとする重要な会議への出席や、重要な使用人からの報告や説明などの聴取、重要決裁書類等の閲覧および実地調査を通して、取締役の業務執行状況等を監査し、その結果を監査役会で共有しております。監査役は定期的に会計監査の方針、監査結果を有限責任あずさ監査法人から受けるなど監査法人とも連携をとりながら監査を実施しております。

当社では、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、損害賠償責任限度額を法令が定める額としています。

c. 経営会議

代表取締役社長が諮問する機関として経営会議を設置し、月1回の定例経営会議を開催しております。取締役、その他特に指名された者をメンバーとして経営上の重要な課題等につき意見交換を行い、代表取締役社長に対し意見の具申を行っています。

d. 内部監査

会社の活動を厳正中立の立場から検証し、その業務が法令や諸規程に則り、効果的かつ合理的に遂行されているかを評価するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、社内全組織および子会社を対象に計画的に実施しています。内部監査業務の遂行に際しては、内部監査室の人員がこれにあたっています。

内部監査室は事業年度開始時に内部監査計画を作成し、業務監査、会計監査等を実施し、監査結果を代表取締役へ報告を行っており、必要に応じて代表取締役は業務の改善に向けた具体的な勧告を行っています。

会計監査人との間では、会計監査人と会計監査に関する意見交換や会計監査計画と結果の聴取等を通じた連携を行い、また監査役との間では内部監査計画や内部監査結果の報告書を通して連携を深めており、これらを通じて監査機能の充実をはかっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、国内および海外の顧客ニーズやそれぞれの国のマーケットの変化等を迅速に経営陣が共有して意思決定を行うとともに、経営判断が常にそれらに合致しているかどうか、また株主の利益を損なう意思決定を行っていないかを第三者的な視点でチェックする体制を構築することが重要であると考えています。当社では、この考え方を踏まえて社外取締役を選任し、社外取締役、社外監査役が出席する取締役会において第三者的な視点で意思決定を牽制するとともに、社外監査役を含む監査役会による業務の監査を内部監査と連携しながら行っています。当該体制および内部統制システムが有効に機能することによって、経営効率の向上および経営の健全性・透明性が確保できるものと認識しているため、現状の体制としています。

なお、社外取締役であった梅津泰久が代表取締役に就任したことに伴い、社外取締役が欠員となっておりますが、次回開催の株主総会において社外取締役を選任する予定です。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は株主総会の2週間以上前に発送しています。今後も現在と同様に招集通知を早期発送できるように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月であり、株主総会は9月に開催されるため、集中日には該当しないと考えています。
電磁的方法による議決権の行使	株主等の意見も参考にしながら、電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家が一定数以上になれば、検討したいと考えています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表を考えています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に個人投資家説明会を実施したいと考えています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および年度決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施したいと考えています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家が一定数以上になれば、検討したいと考えています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算短信、有価証券報告書、その他開示情報を提供するページを設定しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で対応します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主がナガオカグループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載し、東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、適時開示制度において開示を求められていない事項であっても、ナガオカグループの企業活動や戦略を、投資者が理解できるよう、必要ないし有用であると判断した事象についても、可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会にて以下の通り「内部統制システム構築の基本方針」を定め業務の有効性、効率性および適正性を確保する体制を構築しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナガオカグループの企業倫理確立のため「行動規範」を制定し、これを企業活動および取締役・使用人がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

組織関係規程および関連法規に則った業務関係規程を制定し、これに従い業務を実行する。

内部監査室を設置し、また「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握、改善を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令ならびに「取締役会規程」、「情報管理規程」、「文書管理細則」等の社内規程に基づき文書を記録、保存するとともに、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役・使用人それぞれが自己の職務及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理に関して未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行う。

万一、ナガオカグループの業務継続が困難となる危機発生時に備え、「危機対応細則」を制定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ナガオカグループ各社が社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化、高度化及び牽制を図る。

中期経営計画及び年度予算を編成し、月次単位でその適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とする。その上で「関係会社管理規程」を制定し適切な子会社管理および支援等を行うことにより、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。

経営会議を開催し、各子会社の経営状況を把握することにより、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。

各子会社に当社から内部監査を派遣し内部監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室に所属する使用人が監査役の補助にあたる。

7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事評価・異動・懲戒については、あらかじめ監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合には当該監査役）の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人について、指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取を行う。

10. ナガオカグループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制

ナガオカグループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。

ナガオカグループの役職員は、法令等の違反行為等、当社またはナガオカグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して適切な方法により報告を行う。

当社の内部監査部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、ナガオカグループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。

ナガオカグループの内部通報制度の担当部署は、ナガオカグループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

11. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、「内部通報規程」に準じて当該報告者を保護する。

ナガオカグループの役職員が当社監査役に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知することができる。

12. 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用または債務を処理する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

監査役は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行い相互の連携を図る。また、顧問弁護士とも情報交換を行い法令遵守に関する連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

ナガオカグループにおける反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」に社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切かわらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないと定めています。

当該方針に則り、外部の講師を招き反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を実施しています。また、反社会的勢力からの不当要求に対して外部専門機関の協力を得て対応することを「クレーム処理マニュアル」に定めるとともに、未然防止策として、反社会的勢力排除の統括部署を総務部とし、取引先、株主、役員、従業員の反社会的勢力と関係を有していないか調査を行っています。

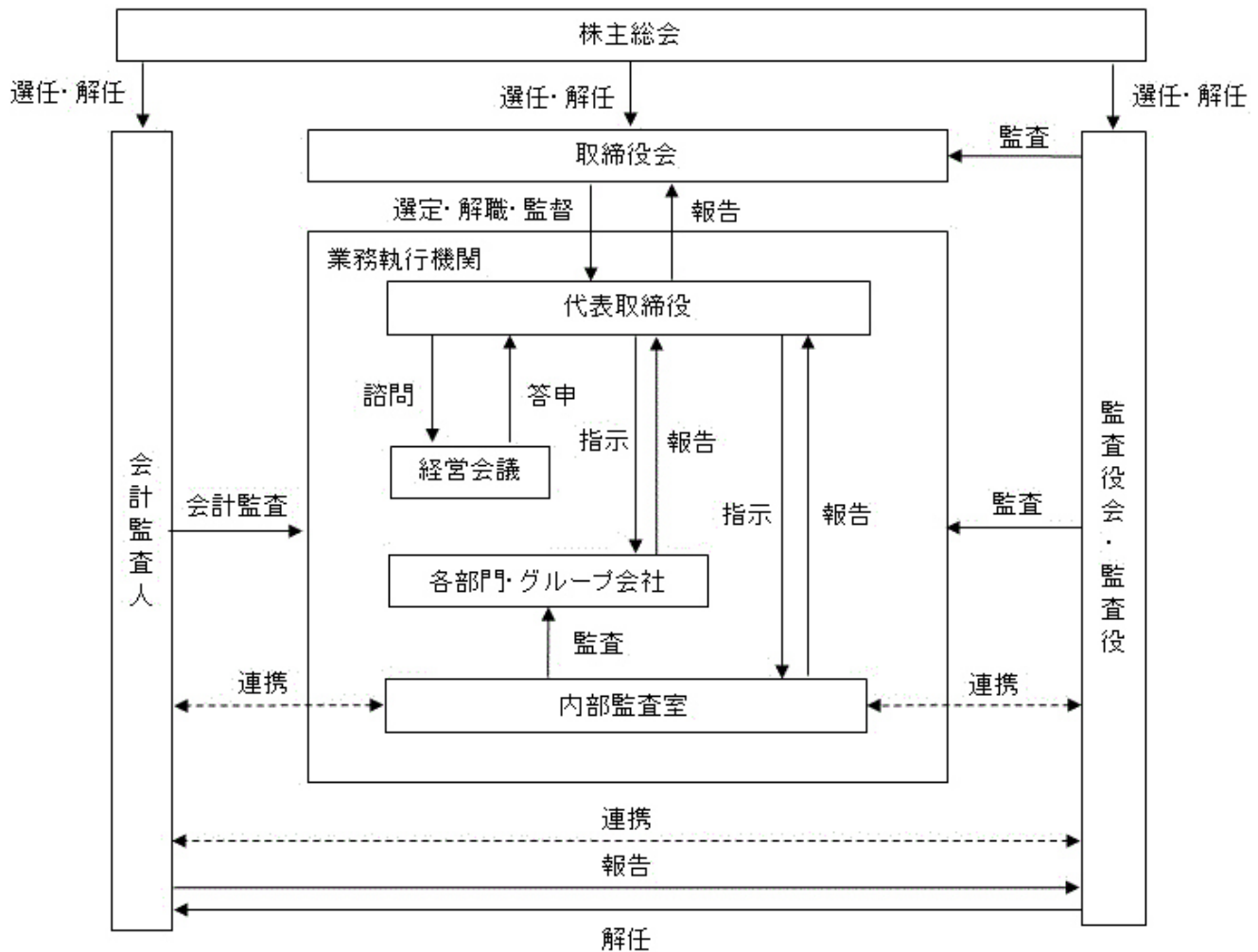
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

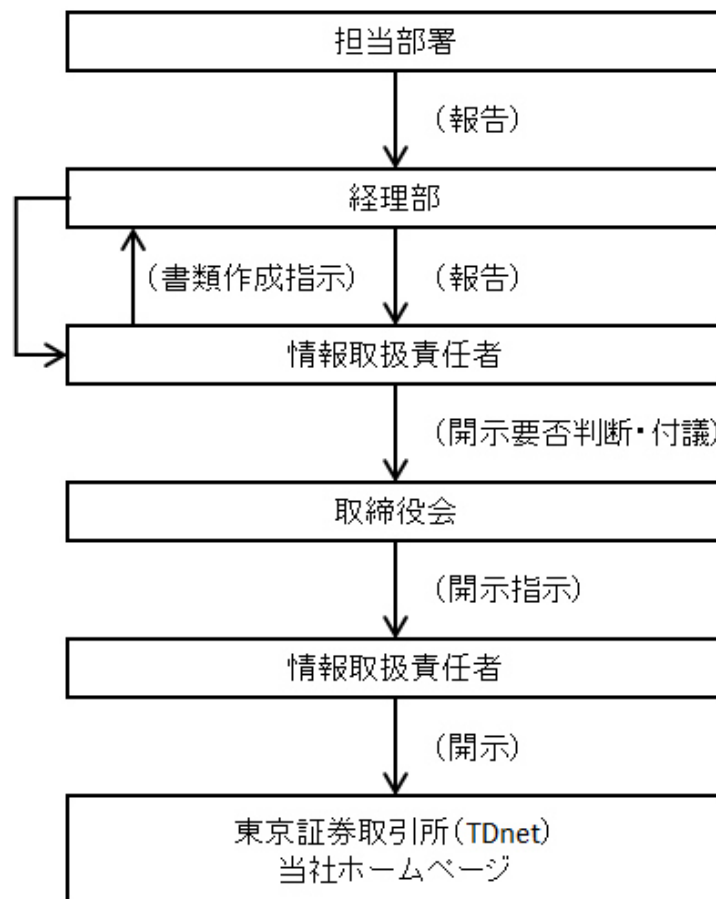
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

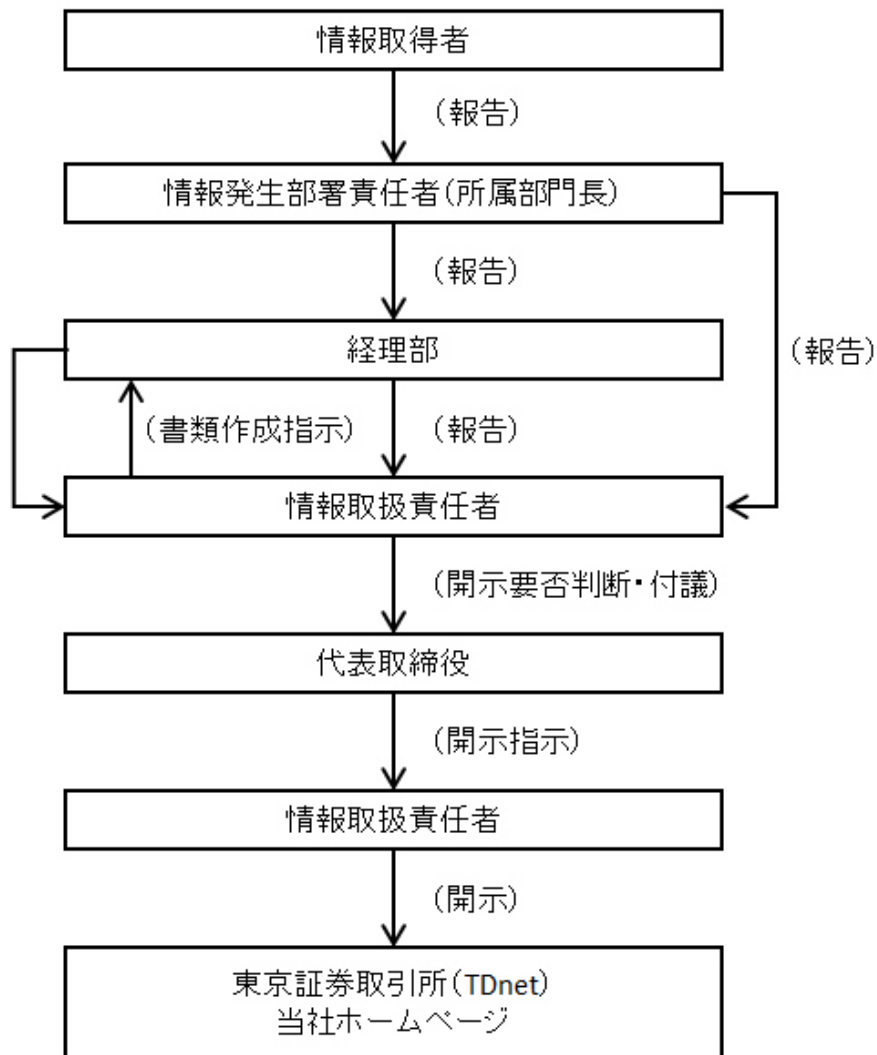


【適時開示体制の概要(模式図)】

決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー

